

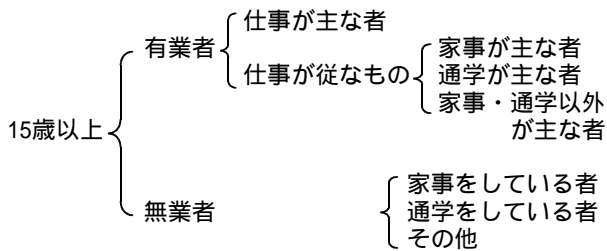
用語の解説

1. 年齢

平成19年9月30日現在による満年齢である。

2. 就業状態

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業状態により、次のように区分した。



<就業状態のとらえ方>

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

有業者...ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(平成19年10月1日)以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

なお、家族の人が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

無業者...ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

3. 従業上の地位

有業者を、次のように区分した。

自営業主...個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

雇人のある業主...自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者

雇人のない業主...自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営ん

でいる者

内職者...自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

家族従業者...自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者としている。

雇用者...会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

会社などの役員...会社の社長、取締役、監査役、各種団体の理事、監事などの役職にある者

一般常雇...役員を除く雇用者のうち、「臨時雇」及び「日雇」以外の者

臨時雇...1か月以上1年以内の雇用契約で雇われている者

日雇...日々又は1か月未満の雇用契約で雇われている者

4. 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の七つに区分した。

これらに「会社などの役員」を加えた8区分を雇用者全体の雇用形態区分として用いることもある。

また、「正規の職員・従業員」を「正規就業者」、それ以外の6区分をまとめて「非正規就業者」とした。

正規の職員・従業員...一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート...就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

アルバイト...就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の派遣社員...労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事するものは含まれない。

- ・港湾運送業務，建設業務，警備業務，医療関係の業務
- ・デパートの派遣店員など
- ・形態が似ている民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負，出向

契約社員...専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され，雇用期間の定めのある者
嘱託...労働条件や契約期間に関係なく，勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他...上記以外の呼称の場合

5. 初職

最初に就いた仕事のことである。ただし，通学のかたわらにしたアルバイトなどは，ここでいう「最初の仕事」とはしない。

6. 産業

産業は，就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし，労働者派遣法(昭和60年法律第88号)に基づく人材派遣企業からの派遣社員については，派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は，日本標準産業分類(平成14年3月改訂)に基づき，就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

7. 職業

職業は，就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は，日本標準職業分類(平成9年12月改訂)に基づき，就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

8. 年間就業日数，就業の規則性及び週間就業時間
200日以上就業者... 1年間を通じて200日以上働いている者

200日未満就業者... 1年間を通じて働いている日数が200日未満の者

年間就業日数が200日未満の者について，就業の規則性に基づき，次の三つに区分した。

規則的就业...毎日ではないが，おおむね規則的に仕事をしている場合

季節的就业...農繁期や盛漁期など特定の季節だけ仕事をしている場合

不規則的就业...仕事があるとき，又は仕事が忙しいときのみ仕事をしている場合

また，200日以上就業者及び200日未満就業者のうち規則的就业者について，週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は，就業規則などで定められている時間ではなく，ふだんの1週間の実労働時間をいう。

9. 所得

単に「所得」という場合は，本業から通常得ている年間所得(税込み額)をいう。過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については，新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に，1年間働いた場合の収入額の見積もりによる。

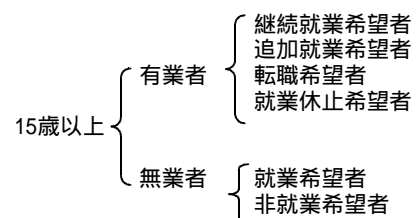
なお，家族従業者については，所得の各区分には含まず，総数にのみ含めている。

自営業主の所得...過去1年間に事業から得た収益，すなわち，売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの

雇用者の所得...賃金，給料，手間賃，諸手当，ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額(現物収入は除く)

10. 就業希望

就業に関する希望により，15歳以上の者を次のように区分した。



継続就業希望者...現在持っている仕事を今後も続けて
いきたいと思っている者のうち、「追加就業
希望者」に該当しない者

追加就業希望者...現在就いている仕事を続けながら、
別の仕事もしたいと思っている者

転職希望者...現在就いている仕事を辞めて、他の仕事
に変わりたいと思っている者

就業休止希望者...現在就いている仕事を辞めようと思
っており、もう働く意思のない者

就業希望者...何か収入になる仕事をしたいと思ってい
る者

非就業希望者...仕事をする意思のない者

とか、仕事が過重で肉体的に負担が大きい場
合や過度の緊張を要するなど精神的負担の大
きい場合

知識や技能を生かしたい...現在の仕事に自分の知識や
能力が十分に生かされていない場合や仕事の
内容が自分に向かない場合など

余暇を増やしたい...もっと短時間の仕事に変わって、
例えば、習い事や学習などのため余暇時間を
増やしたいと思っている場合

家事の都合...家事(育児, 介護, 看護などを含む。),
結婚などの都合から他の仕事に変わりたいと
思っている場合

11. 就業時間の希望

現在の仕事を今後も続けたい人について、現在の仕事
の就業時間をどうしたいかで区分した。

今のままでよい...特に就業時間を変えたいと思ってい
ない場合

増やしたい...例えば、もっと収入を増やしたいなどの
理由で仕事の時間や就業日数を増やしたいと
思っている場合

減らしたい...例えば、余暇時間を増やしたいなどの理
由で仕事の時間や就業日数を減らしたいと思
っている場合

12. 転職希望理由

転職希望者の転職を希望する理由をいう。

一時的に就いた仕事だから...現在の仕事が、希望する
仕事に就くまで暫定的に就いた仕事である場
合

収入が少ない...現在の仕事から得られる収入では十分
ではない場合

事業不振や先行き不安...倒産や人員整理のおそれがあ
るなどの理由から企業に将来性がないと思っ
ている場合

定年又は雇用契約の満了に備えて...近く迎える定年後
の再就職のための仕事を定年前に見つけたい
場合など

時間的・肉体的に負担が大きい...就業時間が長過ぎる

13. 希望する仕事の形態

転職希望者、追加就業希望者及び無業者のうち就業希
望者が就くことを希望する仕事の雇用形態をいい、「正
規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」、「労働者派
遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「自分で事業を起こ
したい」、「家業を継ぎたい」、「内職」、「その他」の8区
分とした。

なお、会社などの役員として仕事をしたいと考えてい
る者は「その他」に区分する。

14. 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」
及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕
事を探したり、準備したりしているかどうかによって、
求職者と非求職者とに区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、公共
職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、他の人に
直接頼んで仕事を探してもらったり、新聞広告の求人欄
・求人情報誌を見て応募している場合やその結果を待つ
ている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事が
くるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、
資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

また、無業者のうち就業を希望して実際に求職活動を行
っている者で仕事があればすぐ就くつもり(1週間以
内)の者を就業可能求職者とした。

15. 就業希望の理由

ふだん仕事をしていない人が何か収入になる仕事をしたいと思っている理由をいい、「失業していた」、「学校を卒業した」、「収入を得る必要が生じた」、「知識や技能を生かしたかった」、「社会に出たかった」、「時間に余裕ができた」、「健康を維持したい」、「その他」の8区分とした。

16. 非求職の理由

非求職者が求職活動をしていない理由をいい、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」、「知識・能力に自信がない」、「病気・けがのため」、「高齢のため」、「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」、「家族の介護・看護のため」、「急いで仕事に就く必要がない」、「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」、「その他」の10区分とした。

17. 非就業希望理由

ふだん仕事をしていない人で収入になる仕事をしたいと思っていない理由をいう。

家族の介護・看護のため...日常生活において家族のために何らかの手助けをする必要があり、就業を希望していない場合

家事(育児・介護・看護以外)のため...炊事、洗濯などの家事をしていて、就業を希望していない場合

病気・けがのため...病気・療養などの理由で就業を希望していない場合

学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている...自宅や図書館などで進学や資格取得などに向け勉強しているため、就業を希望していない場合

その他...その他の理由で就業を希望していない場合

18. 離職理由

前の仕事を辞めた理由をいい、仕事に起因する場合と、それ以外の場合に区分している。

仕事に起因する場合については、「人員整理・勧奨退職のため」、「会社倒産・事業所閉鎖のため」を非自発的理由とし、「事業不振や先行き不安」、「一時的に就いた仕事だから」、「収入が少なかった」、「労働条件が悪かつ

た」、「自分に向かない仕事だった」、「家族の転職・転勤または事業所の移転のため」を自己都合による理由に区分した。

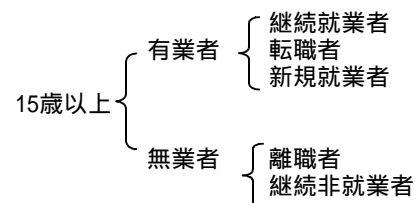
19. 離職時期

転職就業者及び離職非就業者が前の仕事を辞めた時期をいう。

20. 就業異動

(1)過去1年以内の就業異動

過去1年以内の就業異動により、15歳以上の者を次のように区分した。



継続就業者...1年前も現在と同じ勤め先(企業)で就業していた者

転職者...1年前の勤め先(企業)と現在の勤め先が異なる者

新規就業者...1年前には仕事をしていなかったが、この1年間に現在の仕事に就いた者

離職者...1年前には仕事をしていましたが、その仕事をやめて、現在は仕事をしていない者

継続非就業者...1年前も現在も仕事をしていない者

(2)就業異動

就業異動の履歴により、15歳以上の者を次のように区分した。

入職就業者...前職がない有業者

転職就業者...前職がある有業者

離職非就業者...前職がある無業者

就業未経験者...前職がない無業者

21. 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事のことであり、「転職者」及び「離職者」については1年前の仕事を指し、「継続就業者」、「新規就業者」及び「継続非就業者」については1年以上前に離職経験がある場合の最も最近

に離職した仕事を指す。また、「転職就業者」及び「離職非就業者」については最も最近の離職した仕事を指す。

22. 配偶関係

配偶関係は、戸籍上の届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

未婚...結婚したことの無い人

配偶者あり...現在、妻又は夫のある人

死別・離別...妻又は夫と死別又は離別して、現在独身
でいる人

23. 世帯主との続き柄

世帯主...世帯(住居と生計を共にしている者の集まり)
を代表する者

通常、世帯主とみなされる人であっても、例えば、出稼ぎや単身赴任・入院などで不在期間が3か月以上にわたる場合は、その配偶者を「世帯主」にするなど、必ず世帯員のうちからこれに変わるべき人を世帯主とした。

親族世帯員...世帯員の親族である世帯員

世帯主の配偶者...世帯主の妻又は夫

その他の親族世帯員...世帯主の配偶者以外の親族世帯員

非親族世帯員...家事あるいは営業のための単身の住み込みの従業者など、親族以外の人

24. 世帯

住居と生計を共にしている者の集まりをいう。

一般世帯...住居と生計を共にしている二人以上の集まり

なお、単身の住み込みの雇人は、その住み込んでいる世帯の世帯員とした。

単身世帯...一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人

25. 従業者規模

勤め先の企業又は自ら経営する企業の規模を、本社、本店、支社、支店、工場、営業所などすべて含めた企業

全体の従業者数によって区分した。

ただし、国、地方公共団体、独立行政法人に雇われている者は、従業者規模にかかわらず「官公庁など」とした。

26. 世帯所得

世帯所得とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間(平成18年10月～19年9月)の収入(税込み額)の合計をいう。

なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

<世帯の収入の種類>

世帯が通常得ている収入を、次のように区分した。

賃金・給料...会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得ている給料・賃金・賞与・役員手当などの収入

農業収入...個人経営の農業から得られる収入

なお、ここでいう農業とは、農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負などをいう。

その他の事業収入...個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入

内職収入...家庭で行う賃仕事から得ている収入

家賃・地代...家賃・間代・地代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入

利子・配当...貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入
年金・恩給...恩給・老齢基礎年金・公務員共済年金・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの公的年金、企業年金(適格退職年金等)などの収入

雇用保険...公共職業安定所から受ける雇用保険金

仕送り...別に住んでいる単身赴任や出稼ぎなどの親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費

その他...生活保護など上記以外の収入